○中部地方整備局告示第百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十一号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
高山市上切町一九五番一から同市国府町金桶字宮ノ下一三九一番一まで	一〇・七〇～九〇・〇〇メートル	五・一一五キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年九月二十二日

○中部地方整備局告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　百五十八号

三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
高山市上切町一八二六番二から同市上切町九七五番一まで	〇・〇〇～一五一・〇〇メートル	〇・二五八キロメートル

四　指定する期日　平成二十五年九月二十二日

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	高山市冬頭町八三七番一から同市国府町金桶字下ノ段三八八番一まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十二日十五時

○中部地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	高山市上切町一八二六番二から同市上切町九七五番一まで	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年九月二十二日十五時

○沖縄総合事務局告示第四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年九月二十日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　登録番号

沖縄総合事務局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人沖縄県建設技術センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	新垣　盛賢

(2)　変更年月日

平成二十五年九月一日

皇室事項

信任状捧呈式

九月十八日午後三時、宮中において、新任本邦駐在ルクセンブルク国特命全権大使マーク・ウングホイヤーの信任状捧呈式を行われた。

九月十八日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在フィンランド国特命全権大使マヌ・ヴィルタモの信任状捧呈式を行われた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年9月20日

東北地方整備局長　小池　剛

道路の種類	路線名	区間
一般国道	4号	仙台市太白区八本松二丁目四四番八から同市太白区郡山一丁目三三〇番七までの上り線

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年9月20日

東北地方整備局長　小池　剛

道路の種類	路線名	区間
一般国道	112号	山形市大手町181番から同市城北町一丁目242番までの下り線
		山形市城北町一丁目242番から同市城北町一丁目214番2までの上下線

那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十五条の規定に基づき、那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十日

内閣府沖縄総合事務局長　河合　正保

国土交通省大阪航空局長　福本　啓二

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	内閣府沖縄総合事務局 国土交通省大阪航空局
代表者の氏名	沖縄総合事務局長　河合　正保 大阪航空局長　福本　啓二
主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号 大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号